

申告は2月16日(金)～3月15日(木)まで

市民税・県民税の申告 所得税の確定申告

申告が必要な方

- ①平成29年中に営業・農業・その他の事業を営む方、地代・家賃収入のある方
- ②給与所得者で次に該当する方
 - *給与の年収が2千万円を超える方
 - *給与以外に営業・農業・不動産所得や配当などの所得がある方
 - *2力所以上から給与の支払いを受け、年末調整で合算されていない方
 - *中途退職者や短期雇用者などで、年末調整されていない方
 - *雑損控除や医療費控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除などを受けられる方
 - *その他、年末調整により交付された「源泉徴収票」の各種所得控除の内容や、金額に変更が生じた方
- ③公的年金所得者で次に該当する方
 - *公的年金以外に所得がある方
 - *他の所得がない場合でも、各種所得控除(雑損控除・医療費控除・扶養控除など)を受けようとする方
- ④生命保険金や満期返戻金等を受けた方

申告に必要なもの

- ①個人番号(マイナンバー) 確認書類
および身元確認書類
※コピーの提出は不要です。
- 例1「マイナンバーカード」(個人番号確認)と例2「通知カード」(個人番号確認)と「運転免許証や健康保険の被保険者証」(身元確認) など
- ②印鑑(朱肉を用いて使用する印鑑)
- ③平成29年中(1月1日～12月31日)の1年間の収入が明らかにできる書類
 - *年金、給与、賃金などの「源泉徴収票」や「給与支払証明書」など
 - *報酬をもらっている方は「支払調書」
 - *生命保険一時金の「支払調書」など
 - *営業・農業・不動産所得などの場合は、収支内訳書など
- ※収支内訳書などが作成されていない場合は、申告受付ができません。
- *公共事業用資産の買取り等の証明書
…不動産等の譲り受けの支払調書
…生命保険一時金の「支払調書」
- ④控除を受けるものの証明書または領収書
 - *国民年金控除証明書または領収書
 - *国民健康保険税の領収書

*生命保険料(一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料)、地震保険料・旧長期損害保険料の控除証明書
医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書
※明細書が作成されていない場合は、申告受付ができません。

※明細書を作成して提出すれば、領収書の提出は不要です。領収書は5年間保存してください。
※医師等が発行した証明書は提出が必要ですが、

※「医療費通知」を明細書に添付すると、明細の記入を省略できます。「医療費通知」とは、健康保険組合等が発行する次の6項目が記載されたものです。

- ①被保険者等の氏名
- ②療養を受けた年月
- ③療養を受けた者
- ④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称
- ⑤被保険者等が支払った医療費の額
- ⑥保険者等の名称

※医療費控除またはセルフメディケーション税制のいずれかしか受けることができません。

※セルフメディケーション税制を受ける方は、健康診断や予防接種などの健康の保持増進および疾病の予防への取組を行った書類が必要です。

※医療費の申告用書類は、市税務課または税務署にあります。
※その他の所得控除や税額控除に関する証明書や領収書など

税務課からお願い

■各申告会場とも大変な混雑が予想され、長時間お待ちいただくことがあります。ご自分で申告書を作成できる方は、あらかじめ作成した申告書を申告会場に持参するか、税務署へ提出してください。申告会場で順番待ちをする手間が省けます。

■収支内訳書・医療費控除の明細書をご自宅で作成してご持参ください。未作成の場合は、申告受付ができません。スムーズな受付にご協力をお願いします。

■今年から所得税の確定申告では、一人一人利用者識別番号を取得する時間が必要になりますので、あらかじめご了承ください。また、すでに番号を取得している方は番号が分かるものを提示してください。(再取得した場合は、以前の番号が使えなくなります)

■収入のない方で申告書を書きすることができず、申告書に必要事項を記入押印して申告会場や市税務課窓口へ直接お持ちください。申告書

は申告会場または、市税務課にあります。

■混雑の状況により、受付を早めに締め切る場合があります。

■青年女性会館、二宮コミュニティセンターでは、平成29年分のみの申告相談・受付となります。

■ご注意ください
次の方は税務署での申告になります。

■青色申告の方、山林所得申告の方、畜産申告の方、譲渡所得(土地株など)申告の方、住宅借入金等特別控除を初めて申告する方、雑損控除を申告する方。

農業事業者の方へ

市税務課から「平成29年分農業所得収入金額・必要経費一覧」を送付しています。該当する項目に、記入漏れのないよう金額等を記入して、申告時に持参してください。

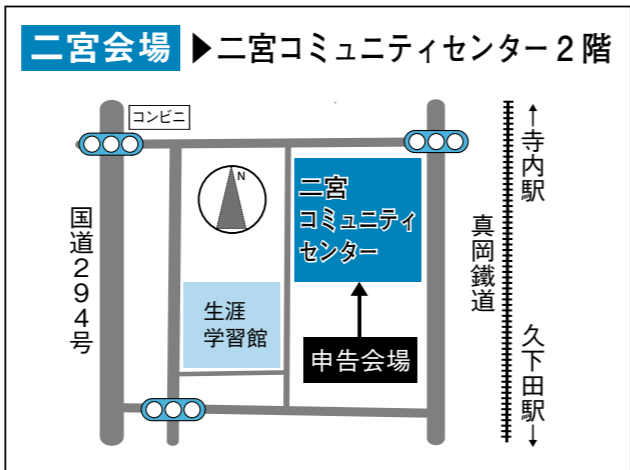
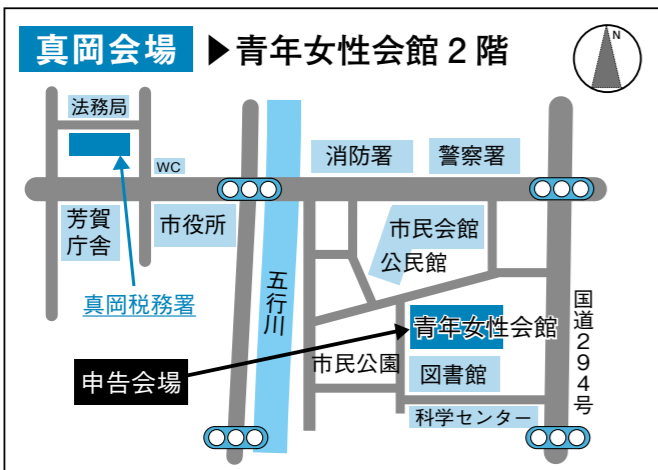
源泉徴収票等の再発行

源泉徴収票・証明書を紛失した方は、発行元(事業所等)に再発行を依頼してください。

申告の日程

【期間】2月16日(金)～3月15日(木) ※土・日曜日は除く
【時間】《午前》8時35分～11時 《午後》1時～4時

※午前中に受付をした場合でも、混雑状況により午後からの申告相談となる場合がありますのでご了承ください。
※真岡税務署の受付は午前8時30分からです。申告書の作成には大変長い時間を要しますので、時間に余裕を持って、お早め(午後4時ごろまで)に受付を済ませてください。



月日	曜日	地区名(真岡会場)
2/16	(金)	小林・八條
2/19	(月)	根本・須釜・南高岡・島
2/20	(火)	西田井・鶴田・青谷
2/21	(水)	君島・道祖土・東大島・東沼・西沼
2/22	(木)	飯貝・清水
2/23	(金)	田島・堀内・京泉
2/26	(月)	赤羽・下鷲谷・上鷲谷・下籠谷・原町
2/27	(火)	上大田和・下大田和・若旅・加倉・下大沼
2/28	(水)	寺内・粕田・寺分
3/1	(木)	中・上大沼
3/2	(金)	大沼・長田・柳林・長田1・勝瓜・茅堤・小橋・伊勢崎
3/5	(月)	八木岡・熊倉町・熊倉1～3
3/6	(火)	台町・荒町・荒町2～4
3/7	(水)	東郷・西郷・中郷
3/8	(木)	亀山・亀山1～3・上高間木・西高間木・上高間木1～3
3/9	(金)	高勢町1～3・大谷新町・大谷台町 東光寺1～3・大谷本町
3/12	(月)	白布ヶ丘・田町・下高間木・並木町1～4 寺久保1・下高間木1～2
3/13・14・15		3/12までに申告ができなかった方

月日	曜日	地区名(二宮会場)	
		午前	午後
2/16	(金)	本郷・旭町	寿多町・長島
2/19	(月)	春来町・境	寺山・程島
2/20	(火)	久松第一	久松第一・久松第二
2/21	(水)	大根田	丸山・阿部品
2/22	(木)	富永町・福居町・錦町・東町・豊住町・銀町	新石町
2/23	(金)	石島	石島・下大曾
2/26	(月)	長沼北	長沼南・谷貝新田
2/27	(火)	大道泉・西大島	上江連
2/28	(水)	古山	青田北・堀込
3/1	(木)	鷲巣・青田南	砂ヶ原東・砂ヶ原西
3/2	(金)	上大曾	上谷貝
3/5	(月)	東物井	東物井・下原
3/6	(火)	下物井・東鹿	上物井・西鹿
3/7	(水)	西物井1～2	沖・阿部岡
3/8	(木)	横田	大和田・水戸部
3/9	(金)	桑ノ川・南鹿・北鹿	反町・原分・三谷
3/12	(月)	高田	高田・高田新町・市之塚
3/13・14・15		3/12までに申告ができなかった方	

※上記の表の指定された日に都合がつかない場合は、他の日でも申告することが可能です。